

令和4年度第1回  
朝霞市地域福祉計画推進委員会  
朝霞市地域福祉活動計画推進委員会議事録

令和4年5月20日

福祉部 福祉相談課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度第1回 朝霞市地域福祉計画推進委員会 朝霞市地域福祉活動計画推進委員会	
開 催 日 時	令和4年5月20日（金） 午前9時30分から 午前11時50分まで	
開 催 場 所	朝霞市総合福祉センター 第1・第2会議室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和4年度第1回

朝霞市地域福祉計画推進委員会・朝霞市地域福祉活動計画推進委員会議事録

令和4年5月20日（金）

午前9時30分から

午前11時50分まで

総合福祉センター第1・第2会議室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 題

（1）第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の評価について

（2）その他

4 閉会

---

出席委員（13人）

委 員 長	山 本 美 香
副 委 員 長	渡 邊 俊 夫
委 員	丸 山 晃
委 員	池 田 玉 季
委 員	新 坂 康 夫
委 員	尾 池 富美子
委 員	横 田 暁 子
委 員	田 畑 康 治
委 員	土 佐 隆 子
委 員	中 村 加津雄
委 員	須 田 忠 夫
委 員	森 田 香 織
委 員	垂 水 かおり

欠席委員（５人）

委	員	坂	本	憐
委	員	村	串	克己
委	員	木	村	宏
委	員	濱	野	公成
委	員	ウ	ォ	ル
				フ 功

---

市事務局（４人）

事	務	局	福祉部長	佐	藤	元	樹
事	務	局	福祉相談課長	小	笠	原	ミツエ
事	務	局	福祉相談課地域福祉係主任	松	本	奈	穂子
事	務	局	福祉相談課地域福祉係主事	下	川	晃	秀

---

社会福祉協議会事務局（４人）

常務理事	渡	辺	淳	史
地域福祉推進課長	川	合	義	和
地域福祉推進課長補佐	上	馬	場	徹
地域福祉推進課地域福祉推進係主任	秋	山	晋	司

---

## 資料一覧

- ・朝霞市地域福祉計画推進委員会・朝霞市地域福祉活動計画推進委員会 次第
- ・令和3年度事業の重点的評価施策
- ・令和3年度第4期朝霞市地域福祉計画進行管理・評価シート（案）【朝霞市】
- ・令和3年度第4期朝霞市地域福祉活動計画進行管理・評価シート（案）【社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会】
- ・朝霞市地域福祉計画推進委員会・朝霞市地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿
- ・令和3年度第4期朝霞市地域福祉計画進行管理・評価シート（案）朝霞市 目標値の変更について
- ・令和3年度第4期朝霞市地域福祉計画進行管理・評価シート（案） 委員会会議資料（抜粋版）【朝霞市】
- ・令和3年度第4期朝霞市地域福祉計画進行管理・評価シート（案） 委員会会議資料（抜粋版）【社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会】

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎1 開会

#### ○事務局・松本主任

皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、朝霞市地域福祉計画推進委員会及び地域福祉活動計画推進委員会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、福祉相談課の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、本会議は「市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針」により、原則公開となっております。本日傍聴を希望されている方がいらっしゃれば、傍聴要領に基づいて傍聴を許可したいと思います。これに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議がございませんので、本日の会議は公開とさせていただきます。傍聴者はいらっしゃいますか。

#### ○事務局・下川主事

ただいまのところ、いらっしゃいません。

#### ○事務局・松本主任

本日の傍聴希望者は、現在いないということですが、会議の途中で傍聴希望者があった場合には傍聴席の範囲内で入場していただきますので、御了承ください。

### ◎2 委員長あいさつ

#### ○事務局・松本主任

続きまして、開会に当たりまして、山本委員長からごあいさつをいただきたいと思います。

委員長、よろしくお願いいたします。

#### ○山本委員長

皆様、お久しぶりでございます。お元気でいらっしゃいましたでしょうか。

今日は、第1回目の地域福祉計画推進委員会ということになります。皆様のお手元に「朝霞市地域福祉計画」と、それから「朝霞市地域福祉活動計画」の両方がありまして、「進行管理・評価シート（案）」というものがあるかと思います。今日は令和3年度の1年間を振り返りまして、皆様の御専門の立場から、それから市民としてのお立場から見て、市とか社会福祉協議会がこういう評価を

してるけれども、これについてどうなんだということを、いい点も含めてですね。それからこう、もうちょっと改善した方がいいんじゃないかという点も含めて、うまい御意見をたくさんお寄せいただけますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局・松本主任

ありがとうございました。

続きまして、所属団体の役員等の交代に伴いまして、委員に変更がございましたので、皆様に御紹介させていただきます。お名前をお呼びしますので、その場でお立ちください。

自治会連合会から中村委員でございます。

○中村委員

おはようございます。

朝霞市自治会連合の推薦を受けまして、今回こちらの委員となりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。普段は境久保町内会というところで会長をしております、今回御縁がありまして、皆様と一緒に活動させていただくことになりました。どうぞ2年間よろしくお願いいたします。

○事務局・松本主任

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。

事前に郵送させていただいた資料として、本日の「次第」、「令和3年度事業の重点的評価施策」、左側にホチキス2か所留めになっている、朝霞市の「令和3年度第4期朝霞市地域福祉計画進行管理・評価シート（案）」と、社会福祉協議会の「令和3年度第4期朝霞市地域福祉活動計画進行管理・評価シート（案）」、この4つを郵送で送付させていただいております。お手元に御用意ございますか。

続きまして、本日、机上に配付させていただいた資料ですが、「委員名簿」、「目標値の変更について」、あと左側にホチキス2か所留めとなっている、朝霞市の「委員会会議資料（抜粋版）」と、社会福祉協議会の「委員会会議資料（抜粋版）」、この4つになりますが、不足等はございませんか。

また、本日、計画書の冊子をお持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、本日の会議に入りたいと存じます。

本日の委員の皆様の出席状況ですが、委員18人中13人の方の御出席をいただいておりますので、朝霞市地域福祉計画推進委員会条例第7条第2項の規定に基づきまして、会議が成立することを御報告いたします。

なお、坂本委員、村串委員、濱野委員、ウォルフ委員、木村委員の5人につきましては、事前に

欠席の御連絡を頂いております。

それでは、ここからは山本委員長に、議事進行をお願いしたいと思います。

委員長、よろしくお願いいたします。

◎3 議題 (1) 第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の評価について

○山本委員長

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

議題(1)の第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の評価についてですが、皆様に郵送されていたと思うんですけども、「令和3年度事業の重点的評価施策」の一覧表、ございますでしょうか。A4の1枚で入っていたかと思いますが、ありますか。大丈夫でしょうか。「○」が付いてたり、「事業数」とか「市」とか「社協」とか書いてあるものですね。

こちらの方、見ていただくとお分かりになると思うんですけども、評価対象の事業が、朝霞市が86事業、社会福祉協議会が45事業と非常に多いですね。重点評価施策の5項目の事業評価シートを中心に議事を進めていきたいと思います。

それでは、施策の方向性「(1) 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局・下川主事

それでは、事務局から説明いたします。朝霞市福祉相談課地域福祉係の下川と申します。よろしくお願いいたします。

本日の議題の説明に入る前に恐縮ですが、地域福祉計画に記載している指標の5年後の目標値について、一部変更が生じたので、初めに御報告させていただきます。

本日、机前にお配りしました資料の「目標値の変更について」という両面印刷されている1枚の資料を御覧ください。上から順に、変更箇所を申し上げたいと思います。

1点目が、施策の方向性「(3) 保健医療・社会福祉サービスの充実」の事業名「介護サービスの基盤整備」に対する指標、「地域密着型サービス事業所数」の目標値ですが、令和7年度の目標値が25か所から24か所へ変更しております。

2点目、施策の方向性「(7) 地域福祉に関する理解と参加の促進」の事業名「ふれあいスポーツ大会の開催」に対する指標、「ふれあいスポーツ大会の参加者数」の目標値ですが、令和7年度の目標値が290人から280人に変更となりました。

3点目、施策の方向性「(8) 支え合い・助け合いの気持ちの醸成」の事業名「認知症への理解の促進」に対する指標、「認知症サポーター養成講座参加者数」の目標値ですが、令和7年度の目標値



が1, 200人から200人に変更しております。

続いて、資料裏面の4点目、施策の方向性「(10) 情報共有・発信の充実」の事業「広報の充実」に対する指標、「広報あさか配布部数」の目標値ですが、令和7年度の目標値が6万8,000部から6万9,800部に変更しております。

最後に5点目、施策の方向性「(15) 外出・移動の支援」の事業名「高齢者バス・鉄道共通カードの給付」に対する指標、「高齢者バス・鉄道共通カード申請者数」の目標値ですが、令和7年度の目標値が1万7,000人から1万8,000人に変更しております。

今回の変更の理由ですが、4点目に申し上げました「広報あさかの配布部数」の変更につきましては、現在の実績値や人口の上がり幅などを考慮しまして、上方修正したものになります。それ以外に変更したものにつきましては、市の最上位計画に当たる総合計画や、個々の計画の高齢者福祉計画・介護保険事業計画や障害者プランなどとの整合性を図るための変更でございますので、御了承ください。

それでは、本日の議題の説明に移らせていただきます。まず、事前に送付しました資料の中で、「令和3年度事業の重点的評価施策」という資料を御覧ください。

前回のおさらいにもなりますが、計画の評価を行う上で施策の方向性が17個あるため、全てを見ていくのは時間的余裕もなく、皆様の御負担にもなりますので、この中から5つを選択し、重点評価施策として5年間継続して評価していきましょうというお話をさせていただきました。

そこで決まった重点評価施策が、資料の重点施策欄に○印のある、施策の方向性「(1) 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり」、施策の方向性「(2) 相談支援体制の充実」、施策の方向性「(7) 地域福祉に関する理解と参加の促進」、施策の方向性「(10) 情報共有・発信の充実」、施策の方向性「(13) 防災対策の充実」、以上の5つに決定しました。

そして、評価していくための資料としまして、計画に記載している全ての取組につきまして進行管理・評価シートを各担当課において作成をしました。評価シートは、事前に送付しました資料に冊子が2冊あったかと思いますが、1冊が市の方で作成した地域福祉計画の評価シート、もう1冊が社会福祉協議会で作成しました評価シートの冊子になります。

事前に送付した冊子には、重点評価施策だけではなく全ての取組についてのシートが入ったものを送らせていただきましたが、本日は、机上に配付しました5つの重点評価施策のみを抜粋した抜粋版に沿って進めていければと思います。

また、本日の流れとしまして、5つの重点評価施策ごとに、市と社会福祉協議会がそれぞれの取組について説明をさせていただきますので、施策の方向性ごとに約10分程度ずつ御意見を頂く時間を設けさせていただきたいと思います。

皆様に御審議していただく内容ですが、各担当課が自己評価として作成した評価シートにつきまして令和3年度の実績を見ていただき、自己評価が適正なものであるか。また、評価シートごとにと組に対する課題や今後の取組方針が書かれておりますので、その課題に対して、市民目線や団体目線、あるいは、地域の中ではこういった解決策がありますといった御意見などがあれば頂戴できればと思っております。また、それ以外のどんな御意見でも構いませんので、気になった点など、皆様の忌憚ない御意見を頂ければと思います。

それでは、評価シートの説明の方に移らせていただきます。まずは、重点評価施策の一つ目、施策の方向性「(1) 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり」について、市の方から説明を申し上げます。

施策の方向性(1)につきまして、計画書では、地域での複合的な課題を抱えるケースの解決に向けて、多様な分野で横断的な体制を構築する必要があり、分野横断的な体制を構築するためには、市内で活動する関係機関や関係者の協力が必要となることから、連携する体制づくりを検討する必要があるという現状と課題が挙げられています。施策の方向性(1)に対して、市では5つの取組を行っておりますが、幾つかピックアップしながら御報告させていただきます。

まず、朝霞市の評価シート抜粋版の資料の方を御覧ください。

こちらの1ページを御覧ください。

1ページの「①重層的支援体制整備事業の検討」では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けて検討していくために、情報収集や調査・研究に努めました。令和3年度時点では、検討段階までは進んでいないため「C」評価となっております。

課題としましては、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難となっているため、包括的な支援体制を構築するためには、行政全体での認識の共有と取り組みが不可欠であるというところです。今後の取り組み方針としましては、埼玉県が実施しているアドバイザー派遣事業制度を利用して、調査・研究に努めていくことと、福祉部内に検討会を立ち上げることを想定しております。

続きまして、2ページを御覧ください。

「②生活困窮者・世帯の自立支援」では、生活困窮者に対して自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給、任意事業として学習支援事業を実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、生活困窮に関する相談が増加しており、令和3年度の目標が、生活困窮に関する相談件数600件に対し、1,772件と大きく上回っているため、「A」評価となっております。

課題としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な支援制度や給付金制度が新設されているため、最新の情報を収集し、広く周知する必要があります。今後の取り組み方針で

は、国・県からの情報など、広くアンテナを張り、情報収集に努めるとともに、福祉事務所やハローワークといった関係機関と連携し、必要な支援につなげていくこととしております。

次に、3ページを御覧ください。

「③地域包括ケアシステムの深化」の取組内容では、主なものとして、日常生活圏域を変更し、令和4年度から地域包括支援センターを5か所から6か所に増設したことが挙げられます。令和3年度の実績としては、地域包括支援センターの数が5か所となっておりますが、今年度から実際に6圏域でスタートしておりますので、令和4年度の実績は6か所になってくることかと思えます。

こちらの課題としましては、センターの変更に伴う、利用者や相談者の引継ぎや、新しくセンターを担う法人に対する、きめ細やかな制度説明が挙げられます。また、今後の取組方針では、新たなセンターがスムーズに業務に着手できるような支援体制を整えることや、約半年程度かけて利用者の引継ぎを実施することが挙げられます。

施策の方向性（1）に関する市の説明は、以上になります。

#### ○社会福祉協議会事務局・上馬場課長補佐

では、続きまして社会福祉協議会の計画につきまして御説明をさせていただきます。

説明させていただきます、朝霞市社会福祉協議会地域福祉推進課の上馬場と申します。どうぞよろしくお願いたします。

資料としましては、この白い冊子、白色のホチキス留めをされております、朝霞市社会福祉協議会の抜粋版というものを使わせていただきます。

社会福祉協議会につきましては、計画書に基づき目標値を設定しておりますので、目標値に関する大きな変更はございません。なお、評価につきましては、課題等は山積しているところはあるんですが、目標値を超えてるものに関しましては、「A」評価というような付け方をさせていただいております。この後、何か御意見ありましたら、話し合いの中で御提案いただければと思いますのでよろしくお願いをいたします。

では、その白色の冊子をめくっていただきまして、下のところ、1ページと書いてあるところから御説明をさせていただきます。

まず、1ページの「① 関係機関との連携」では、様々な立場の関係機関が集まる会議を開催したり、他機関が主催する会議に出席し、お互いの情報交換をしたり、連携を図ることができました。ただ、どこでも出てくるんですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、地域の福祉団体等の活動も中止であるとか、延期であるとかということがありまして、そういった団体との情報共有がうまくできなかった部分もありました。例えばサロン活動で活動するボランティアが、感染症のリスクがちょっとあるので活動を控えたりであったりとか、利用している参加者の方が、家族から

「ほかの人が集まる場所には行かないように。」というケースもありました。今後はですね、新型コロナウイルス感染症への対策を十分取った上で、可能な限り、社会福祉協議会の職員が直接現場に出て、顔を出すなど、地域福祉団体等との連携や情報共有に努めてまいります。

続きまして、めくっていただいて2ページになります。

2ページ、「②身近な福祉圏域の検討」というところになります。令和3年度の取組としましては、この1つ前の3期の活動計画終了時に、社会福祉協議会の内部で圏域の検討を行いまして、4期の開始に合わせて、活動を推進していく圏域の変更を行わせていただきました。

課題としては、新型コロナウイルス感染症の影響がここでも出てくるんですが、やはり、活動が中止になるというところがありまして、地域住民の生活に即した福祉圏域を検討研究するための情報収集であるとか、調査がうまくできなかった部分があったかと思われまます。

今後は、地区ごとにアセスメントシートの作成であったりとか、新型コロナウイルス感染症への対策を十分に取った上で、実際に活動を行われている地域福祉活動の実情の調査を行うなど、住民にとって身近な福祉圏域はというところの研究を行ってまいります。

続きまして、次の3ページ。「③コミュニティソーシャルワーカーの配置」になります。例えばですね、社会福祉協議会でやっている住民参加型在宅福祉サービスの活動者、利用者の地域分布で、どこに暮らしてらっしゃるか、どういう方なのかという調査を行ったりだとか、地域福祉推進係への相談等のケースについて、記録の整理であるとか集約を行うことで、ソーシャルワークの実践に向けて必要となる関連する事業の事例の検討や積み上げを行いました。

課題としましては、ここでも新型コロナの影響が出てきてしまうんですが、情報収集や調査がうまくできなかった部分がありますので、本会において再度ですね、コミュニティソーシャルワーカー、役割であるとかその配置のイメージが固まっていないところもありますので、その配置に向けた人事、人材の育成であるとか、地域の生活課題等の情報収集に努めてまいりたいと思っております。

「(1) 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり」ということで、社会福祉協議会で3つの主な取組をさせていただきました。

以上となります。

○山本委員長

御説明ありがとうございました。

ただいま、市の方とそれから社会福祉協議会の方の進行管理評価シートから一部抜粋ですけれども、特に重要と思われるところにつきまして、評価について御説明いただきました。

皆様、なかなかですね、それでもたくさんなので難しいところがあるかと思うんですけど、どん

なことでも結構です。お気付きなった点。これ、こんなふう書いてあるけど、今どうなんですかとか、どこからでも結構ですので御意見頂ければと思います。

丸山委員、いかがでしょうか。

○丸山委員

失礼します、丸山です。

評価をするというのは、現状と色々な課題と総合的に見なければいけないので、大変な作業だなと思いながらですね、資料の方を拝見して今、お話を伺いました。

私からは、市の方の2ページ目にあります、「生活困窮者・世帯の自立支援」のところ、やはりこのコロナ禍の中で、目標というよりも、実際やっぱり生活に困窮している方々が本当にたくさん出てきているっていうことは、朝霞だけじゃなくて、ほかの自治体や都内、東京の方の幾つかの自治体もこの事業を、私が理事をしている東京社会福祉士会というところで受託をしているんですけども。どの自治体からも相談員の派遣を、もう四半期ごとに増やしてください、増やしてくださいというニーズもあって、やはり、非常に生活困窮の方々のニーズが多いなど。

それから、まだまだ潜在化していて、相談にもたどり着いていない家庭とかがたくさんあるってことを見聞きしているの、恐らくこの数字の裏に、まだまだたくさんのニーズがあるんだろうなというふうに思いました。

そういう意味では、評価を、これを「A」とするのか「B」とするのか「C」とするのかっていうよりも、こういう課題が、現状数字として見ても目標に対して3倍あって、やはり、まだまだ今後、この影響っていうのは世界規模ですし、また、それとまた別で、今、経済状況が非常に悪化しつつある中なので、今後のほかの政策ともこれをリンクしながら考えていく必要がきっとあるんだろうなということ、見ながら思ったところです。

以上です。

○山本委員長

ありがとうございました。

まだまだこの数字というか全体像がね、現状動いていくかなというところですね、確かにおっしゃるとおり。

ほかに、いかがでしょうか、今のような御意見でも御感想でも結構です。

はい、どうぞお願いいたします。

横田委員。

○横田委員

包括支援センターが5か所から6圏域に変わりましたというお話があって、本当に特に私の住ん

でいる第1圏域は、本当に広い範囲で、本当にもう大変だろうなっていうのは日頃から感じておりました。それが6圏域に分かれて、少し田島地域ですとか一部分かれるんですけども、今まで一緒にやってきたメンバーが混乱してしまって、私達は一体どこで何を相談したらいいのみたいなことも、実際現場では迷いがありまして、もう少し、これもこれから丁寧に説明していく必要があるのかなというのを日頃から感じております。

それはなぜかという、朝霞市の長寿はつらつ課が主導で、朝霞市が第1層協議体で、地域の5圏域の包括がやっている、地域住民が参加している圏域は、第二層協議体っていうのが日頃から活動してるわけなんですけれども、我々住民の方で、ちょっと混乱しているということなんです。これから今年に入って、ちょっとずつ説明があると思いますけれども、その辺をもう少し分かりやすくこれからやっていく必要があるのかなと思っています。

それと、もう1点だけすいません。社会福祉協議会の方なんですけれども、先ほど福祉圏域というお話がありましたけれど、この福祉圏域っていうのは、実際どういう圏域のことを、どういう福祉圏域で分けているのか、ちょっと私達住民側としては分かりにくいので御説明いただけると、なるほど、このエリアなんだなってことが分かりますので、よろしく願いいたします。

#### ○山本委員長

大変貴重な御意見ですよね。上から圏域をぱっと分けることは簡単だけれども、そこに住んでらっしゃる方は、一体どっちに行けばいいのっていうのが本当に大変な問題だったなと思います。

では、事務局から御説明、もしできればお願いいたします。

#### ○社会福祉協議会事務局・川合課長

では、社会福祉協議会の方で、このことについてお答えさせていただきたいと思います。社会福祉協議会の川合と申します。よろしく願いいたします。

今の横田委員に御質問いただきました、圏域、「身近な福祉圏域の検討」というところなんですけれども、この計画の策定段階でも、いろんな例えば民生委員の区域であるとか、町内会の区域であるとか、朝霞市にはいろんな圏域というのがありまして、それが1つにまとまっていないというところで。住民の方の福祉を身近に感じる圏域っていうのは、一体どういうものなんだろうっていうところの検討があったかと思いますが、それがなかなか圏域を1つにするっていうことが難しいなというところで、今回の計画には、まだ検討という段階で位置付けられているところだと思います。

社会福祉協議会の活動につきましては、第3期、前の計画においては、市内の包括支援センターの5圏域を参考にですね、その圏域において社協の職員が地域の住民の皆さんと接点を持ったり、地域活動に参加したりとかっていうことで進めてまいりましたが、先ほどお話があったように、やはり一つの圏域が大きすぎるという部分も課題としてありましたので、第4期計画からは、社会福

祉協議会の中では、市内の児童館が6か所あるものですから、その児童館を社会福祉協議会が市から指定管理で受けて管理運営しているという関係性にありますので、児童館の6地区というのを参考に分けて考えています。

あくまでも、これは社会福祉協議会の職員が住民の方と接点を持ちながら活動していくという社会福祉協議会の活動としての圏域という考えを、まだその域は出てないという状況ですので、この活動を通していきながら、一番は住民の方が身近な福祉圏域というのが一体どういう形なのかというところを理解して、できればその先に圏域設定というところにつながっていければいいとは思っておりますが、今の計画書に書かれているところでは、この圏域というのは、社会福祉協議会の運営している児童館の6か所というふうな区域分けになっています。

以上です。

○山本委員長

ありがとうございます。

福祉圏域っていうのは、児童館の圏域として6つぐらいにしていこうかというお考えなんですね。先ほど、市の方の3ページのところにある、この包括支援センターが5か所から6か所になったっていうところについては、何か少し現場のところでは住民の方々には、少し混乱があったっていう話だったんですけども、いかがですか。

○事務局・佐藤福祉部長

福祉部の佐藤と申します。どうぞよろしく申し上げます。

今年度から、地域包括支援センターの区域が5圏域から6圏域に変わりました。昨年度いろいろ見直しして、いろんな団体にヒアリングをさせていただいたり、御説明をさせていただいたりしました。やはり高齢者人口を均一化するというような目的で、なるべく各圏域が均一化できるような形で地区割を見直させていただいて、それで決めさせていただきました。

その第6圏域、新しい圏域のところの包括支援センターは募集をかけてやらせていただいたところでございます。当然、いろんな団体やら皆さんが関わっていただいておりますので、この4月から丁寧に前任の包括圏域と新しい圏域の方とお邪魔するような形をして説明をして、なるべく引き継いでいくと。当然、やっぱり前任の方でないと難しいとか、対応が困りますというような方もいらっしゃるかと思いますが、その辺は丁寧に、両方の包括が行って引き継いでいくというようにしていきたいと思っております。

また、今御意見を頂いたように、団体の方や皆さんもちょっと戸惑いがあるということですので、そちらは担当部署の方に、そういった意見があったということを伝えて、丁寧な対応をしていきたいと思っております。

○山本委員長

横田委員、よろしいですか。

ありがとうございます。

これについて新坂委員、いかがですかね。何か現場の方で、御意見とかご感想があれば。

○新坂委員

つつじの郷の新坂です。そうですね、包括支援センターが6ヶ所になりましたので、うちの圏域の方からもやはり心配の声っていうのは届いています。そこについては、やはり御説明をして、今までどおりの部分と、やはり変更しなきゃいけない部分っていうものをお伝えして、御理解いただきながら、なるべくつながりを切らないような形で対応して、本当に困ったときに、いかにスピーディーに次の圏域の方につなげられるかどうかっていうことも、新しい圏域の包括支援センターの方とも話しながら対応できればいいのかなというふうに思っています。圏域が変わったから、いきなりもうこちらでお願いしますっていうのは、ちょっと乱暴な感じもありますので、そこは先ほどお話あったように、丁寧にお話ができるようにっていうことは心掛けていければと思います。先ほど協議体の話もありましたけれども、協議会の方も住民参加型になりますので、包括支援センターが6か所になったからといって、協議体の参加をまた移動するとか、そういうことも特に必要ないかとは思っていますので、そこも参加者の皆さんとも話をしながら、どういう形が一番いいのかっていうことも順次やっていければと思っています。そこはその都度、対応できるようにということも心掛けて、うちのスタッフも含めてやるようにしています。

以上です。

○山本委員長

ありがとうございました。圏域を分けるということは、とても大事な部分もあるんですけども、やっぱり、暮らしてらっしゃる方にとってどうかっていうことがとても大事なので、そこは気を付けて進めていただければなというふうに思います。

ほかに今のところで何かございますでしょうか。どうぞ。

○横田委員

今、ちょっと混乱してるというお話もありましたけれども、非常に住民側は関心がありまして、特に中央の圏域、今度、北朝霞の元読売新聞が営業していた場所に第6圏域ができるっていうのは、うわさになってまして、「あそこに行ってみない。」みたいな、「あそこ、あそこ。」みたいな、「駅から近いじゃない。」みたいな、そんな話もあって、一部関心が皆さんの中ではあるということも事実なので、いいお話をさせていただきました。



○山本委員長

素晴らしいですね。そこにできるって言われるっていうことは、すごいことですね。それは、本当に朝霞市にとって素晴らしい話だなというふうに思います。

ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

では、次に行きまして、また（１）のところだけと戻っていただいても結構ですので、それでは、あと４つありますので、まず進めていきたいと思います。

では、次に政策の方向性「（２）相談支援体制の充実」について、事務局から御説明お願いいたします。

○事務局・下川主事

続いて、施策の方向性「（２）相談支援体制の充実」についてですが、計画書では、市・社会福祉協議会共に福祉の総合相談の窓口を設置していますが、制度の狭間に陥っているケースや、複合的に分野をまたがる困難ケースも現れていることから、より包括的な相談支援体制を検討する必要があるという現状と課題が挙げられています。施策の方向性（２）に対して、市では、９つの評価シートを作成しておりますが、その中から幾つか御紹介したいと思います。

朝霞市の抜粋版の資料の６ページを御覧ください。

「①福祉の総合相談」では、福祉に関する様々な相談を受け、関係部署や関係機関と連携しながら、必要な支援につなげることができました。相談を受けた市職員が、適切に必要な支援へつなげられるよう福祉相談アドバイザー事業を実施し活用しました。指標の「福祉の総合相談件数」では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、生活困窮に関する相談が多く、目標値１，４００件に対し、１，９９４件と大きく上回る結果となりましたので、「Ａ」評価となっております。

課題としては、多様化・複雑化している相談内容に対して、相談を受ける支援員の資質向上や関係機関との連携が挙げられます。今後の取組方針として、複合的に分野をまたがる困難ケースなど、関係部署や関係機関を含めた支援調整会議の実施を検討していくこととしております。

続いて、９ページを御覧ください。

「④障害者相談支援センター等による相談」では、社会福祉協議会が行う、はあとびあ障害者相談支援センターの充実を図るとともに、既存の事業所との連携により、一人一人の状況に応じた相談支援に努めました。指標の「はあとびあ障害者相談支援センターにおける相談件数」では、令和３年度実績値が２，０９９件となっており、目標値の２，４００件に届かなかったため、「Ｂ」評価になっています。

課題としましては、基幹相談支援センターの設置に向けた調査研究を行うことと、特定相談支援

事業所連絡会等を活用し、相談支援の質の向上を図ることが挙げられています。今後の取組方針として、先進自治体の事例研究を行い、基幹相談支援センターの設置に向けて、具体的な取組を行っていくこととしております。

続いて、10ページを御覧ください。

「⑤高齢者総合相談」では、市と各地域包括支援センターに配置している認知症の医療や介護の専門的知識や経験を有する認知症地域推進員が、認知症当事者や家族、関係者等に対して、介護保険や社会資源等の活用について説明するとともに、認知症の正しい知識や対応方法等について記載された認知症ケアガイドブックを用いて、普及・啓発を図ることができました。また、認知症地域支援推進員が定期的に集まり、認知症施策等について話し合いを行う「認知症地域支援推進員連絡会」を毎月実施することができました。指標については、認知症地域支援推進員連絡会が毎月開催することができましたので、目標値、実績値が共に12回で「A」評価になっております。

課題としましては、職員の入れ替わりで技能にバラつきが生じないように、継続的に技能向上を図っていく必要があり、今後の取組方針として、国が定める認知症地域推進員研修などを受講し、認知症に関する知識や技能習得に努め、引き続き、認知症を始めとした各種相談業務を継続していくこととしております。

施策の方向性（2）における朝霞市からの説明は以上になります。

#### ○社会福祉協議会事務局・上馬場課長補佐

では、続きまして社会福祉協議会委員の方から説明をさせていただきます。

社会福祉協議会としましては、4つの主な取組を行いました。まず4ページのところです。

4ページの「特別な配慮が必要な子どもへの相談・支援」というところです。児童館であるとか、放課後児童クラブ等の社会福祉協議会が運営する児童を対象とした施設がありまして、その施設です。障害児のほかに気になる児童であったり、家庭環境が複雑な児童に対して、保護者、学校、行政等々連携を図りながら相談支援を行いました。

その中でですね、児童の権利擁護を個人情報であるとかっていうところに配慮が必要なケースもありまして、施設だけでは解決できない場合もありました。

今後も日頃から保護者、学校、行政との連携を図りながら、専門的な支援が必要なケースにつきましても、関係機関につないでいくというような、そういった支援に努めてまいります。

続きまして5ページになります。

「②身近な総合相談支援の充実」のページとなります。

高齢者、障害のある人、就労、引きこもり、生活困窮、権利擁護、様々な問題がありまして、相談者それぞれの困りごとに耳を傾け、適切な支援につなげるよう相談支援を行いました。

まだまだ困りごとを抱えていても、相談ができない人であったり、社会福祉協議会の相談窓口を知らない方たちもいらっしゃることから、社会福祉協議会の総合相談窓口の存在をより広く知ってもらう必要があります。

今後も広報紙「社協あさか」であるとか、ツイッター、ホームページ等、SNS等活用しまして、総合相談窓口の周知啓発を行ってまいります。

続きまして、ページをめくっていただきまして、6ページの「③ボランティア活動の相談・コーディネート」のページになります。

ボランティア登録をした市民の皆様には、ボランティアニュースの送付であったりとか、ボランティア情報のメール配信を行い、継続的に関わりを持つように心掛けて支援を行いました。

ただ、コロナ禍において、ボランティア活動を控えている住民の皆様や受入れを一時中断している施設も現状あったのも現状となっています。今後、ボランティア登録等でつながりを絶やさないように、ニュースの配信であるとか、ホームページを見ていただいたりとか、講座等の開設のときには通知を送るなどを行う。併せて、関わりのできた施設等々のつながりというところも継続して行ってまいりたいと思っております。

続きまして、隣の7ページ、「④身近なボランティアの相談窓口の充実」となります。

令和3年度は、皆さん御存知のとおりオリンピック・パラリンピックの年でもありまして、市が主催するオリンピックのボランティアの交流会で、社会福祉協議会のボランティアセンターのブースを開設させていただいて、幅広い年齢層にボランティアの情報を伝えることができました。

課題としましては、このボランティアセンターの場所を常設しています、はあとびあ3階にあるところなんですけど、場所を知らない方であったりとか、ここに来るのがなかなか難しいという方もいらっしゃるから、今後、市内の公共施設等で出張してボランティアセンターの窓口相談を設けて、相談を行えないかどうか、そういったところを検討していきたいなと思っております。

以上、社会福祉協議会から4つの政策について説明をしました。ありがとうございます。

#### ○山本委員長

どうもありがとうございました。

今回は、特に相談というところが中心でして、今、福祉の相談というのは総合相談というふうにしていこうということなんです。高齢者だけの相談とか障害者だけの相談ではなくて、一緒に乗り入れて窓口も一つにして、そこからまた専門機関とか専門の部署につないでいこうというような動きになっております。そういうことを今、頑張っていますよということだったんですけども。

あと、御説明があったのは、障害者の相談について。それから認知症の相談についてということ。それから、社会福祉協議会の方では特別な配慮が必要な子供への相談ということ。それから、

ボランティアについてということも御説明があったかと思います。

こちらについては、いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

お願いします。

○森田委員

すいません森田です。よろしくをお願いします。

相談ということで、今いろいろお話いただいて、実際私、相談をさせていただいた側なんですね。ちょっと子供のことで相談をしたくて、さっき一本化を今目指していらっしゃるってことをおっしゃっていたので、それよりちょっと前のことだったと思うんですが。

相談して、相談先の電話番号を教えてもらって、そこからまた相談先の電話を教えてもらってという。それが、2回繰り返して、結局たどり着いたところからのスピードは、やっぱり支援事業者との横の連携がすごく早くて、結局、相談で1日掛かったけど、解決までに、もう翌日にはもう横の。本当に事業者の連携がすごい有り難くて、次の日には全て解決したっていう経験がここ最近でもありまして。

もし、窓口が一本化だったら、まず私はどこに相談したらいいんだらうっていうのがまず分からなくて、それでちょっとたらい回しになってしまった部分もあるので、もし一本化の窓口が本当に実現したらすごく嬉しいなど、これからもまた相談することがいっぱいあると思うので、そういったことがあるといいなとは思っています。

あと、ちょっとこれについてというわけじゃないんですけど。うちの近所も高齢者の方が増えてきて、私の入ってる自治会って10軒ぐらいの班があるんですけど、今まで2軒入っていらしゃらなかった世帯があって、今年更にまた2軒抜けて6/10みたいな感じになっているんですね。その高齢者の方とちょっとこの前お話をしたら、困ってるんですけどみたいな、私も今年抜けますとおっしゃっていたので、その方に、ここに相談したらいいよって私も気軽に教えてあげられるような電話番号1本とか、誰か一人でもいてくれたらいいなと思います。すいませんこんな感じで。

○山本委員長

貴重な御意見だと思います。

最初に電話されたところが、ちょっとあっち行ったり、こっち行ったりになっちゃったんですね。

○森田委員

そうなんですよね。最終的にたどり着いた事業者の動きが本当に早くて。

○山本委員長

それは素晴らしいね、はい。ありがとうございます。

あと、2つ目におっしゃったのが、ちょっとよく聴こえなかったんですけども、お近くの高齢者の方で何かお困りのことがあるような感じがするってことだったんでしょうか。

○森田委員

一人暮らしのおばあちゃん、班長になってしまって、体の病気で動けないときに代われず。ただ、受けてしまったからにはということはおっしゃっていて。私も手助けしたいとは思いますが、その方もほとんど外に出ないでいらっしゃらないので、インターフォンも壊れていて、誰か助けてあげてるのかなって、ちょっと心配になっちゃう部分もあって。何かそういう方が相談できるところや出て行ける場所とかがあったら、私もお知らせしてあげたいななんて思う話で。

○山本委員長

ありがとうございます。

土佐委員、そういう場合、何か民生委員さんってどうなんですか。

○土佐委員

民生委員児童委員の土佐でございます。多分、自治会町内会のそういう班長は、町内会の担当かなと思いますけど、ただ普段の生活の中で、お一人暮らし、あるいは、高齢お二人暮らしの方たちの身近な相談事には、正直言ってゴミの問題であったり、御近所トラブルとか、細かいところでは本当に。実は、明日ちょっとその御近所のことで1件お会いすることになってるんですが、ゴミの問題にしても町内会、それは一応担当区域の民生委員にもっと相談して、御近所の方に手伝ってもらうとか、できれば、そういうふうにしていただければいいかなとは思いますが。

それに限らずね、何でも普段の生活の中で、もっと民生委員を活用、使っていて、ゴミの問題までやるのとか、犬がうるさいとかもありましたけれど、結構、御近所トラブルってあるんですね。そういう中で専門の人に相談しても、結局あなたはそこに住むんでしょって。ずっと住んだらそういうところ、警察あるいは弁護士よりは、民生委員がいるでしょうって言われて、民生委員に話が来たりとか、以前そういうのもありました。

なので、やはりできるかどうかは分かりませんが、一応、今までで何とか、何件か解決できたこともありましたし、それ以外の問題が出れば関係機関につなげて、市の方でも福祉相談課って先ほどおっしゃったところがあるんですね。でも、そこまで行くのは、相談するのは何だかなという問題も含めて、そうすると、やっぱり何でも屋の民生委員かなって。自覚しております。

○山本委員長

いつも大変な役目をやっていただきまして、本当に有り難い存在でいらっしゃるんですけど。そういうようなことでもいいんですかねっていうとあれなんですけど。

○土佐委員

一応話をしてみて、あるいは、もしかしたら御近所の方が手伝ってくださる可能性もあるので、確かに私のいる町内会でも、もう高齢でできないから抜けますっていう方たちも多いです。だんだん加入率も減ってきてまして、何とかしなくっちゃって。

ただ、やっぱりそういう御近所のコミュニケーション取るために、そういう制度があるわけですよ、個別徴収っていうんですかね、町内会費に何しても。ただ、それができなくなると、御近所とのお付き合いがなかなか難しくなってきましたので、それは私たちも町内会、民生委員も含めて何とかしなくてはという永遠の課題なのかもしれませんけども。

○山本委員長

そうですね。難しくなっていますね。

中村委員、いかがでしょうか。そういう話は結構たくさん出てきてるんじゃないかなと思うんですけども。

○中村委員

私の町内会でも、やっぱりお年を召されたされた方が、役員ができないっていう話も聞いたことがありますし、実際相談もあります。

ただ、本部、執行部の役員ではないので、班長なので各町内会、自治会のボリュームですかね。班長の仕事のボリュームというのが異なる部分があるので、一概にこの場でどうっていうのは、一律に言うこともできないんですけど。実際、お年を召されて、もう抜けるっていう方も実際にいますし。

ただ、抜けてしまうと町内会が絡めなくなってしまうんですね。何かがあったときに。この家は町内会に入っていないので口出し、手出しができませんってなってしまうので、そこら辺はその班の中で回すっていうところもありますし、実際、今、再来週うちの町内会の総会があるんですけど、それについてちょっと話そうと思ってるのが、やっぱり抜けてしまって班の軒数ですか、何軒ですか。3軒あったのが2軒になってしまったって、隣の班とくっ付けてとか、そういうようなことも今度の総会で言おうかなと思ってるんですけども、そうやってどんどん規模が縮小していつてしまったりというのが。

あと、一番困ってしまうのが、町内会に入っていないと防犯灯の管理ができなくなってしまうんですね。皆さん御存知かどうか分からないんですけど、防犯灯。道路照明ですね、あれ種類がありまして、国道は、国がくっ付けてる。県道は、県がくっ付けてる。それ以外に自治体、市町村ですね、市町村で付けているものもあれば、その地域の町内会、自治会で設置しているものもあるんですよ。実際問題として、大体は町内会や自治会で設置する数が多いと思います。市とか、そうい

う基準はそれぞれにありますけど、その基準に沿って防犯灯をくっつけていきますから、ちょっと暗いとか、ここほしいなというところは、実際そういう町内会や自治会が小回りを利かして回ってるっていうのが実態で、その費用っていうのは町内会費で賄っている。補助金は出ますけどね。そういった部分があるので、見えないんですよ、町内会の活動というのが。皆さんに、こういうものを町内会でやってるんですよってのが見えないから、抜けるという判断にもなってしまいうんどうというの、私は思ってしまうんですよ。

実際、役が大変だからって、役は大変ですよ。大変ですよ。1年間ですよ。実際、班長となったら、その班長の仕事って何なんですかって洗い出しをしてみたときに、どれだけの規模感があるか、ボリュームがあるかっていうのは、実際、伺ってみないと分からないんですよ。

大変だから抜ける、大変だから抜けるって、班長という仕事が大変だからっていう、ただ、それだけなんですよ。実際その方は、どういうふうになってるかって、私は逆にお尋ねしたい部分があるんですよ。どういう規模感があって、班長が大変なのか。寝たきりで動けないってなったら、御近所の方がやったっていいではないですかっていうのが私の考えですね。別にその人じゃなきゃいけないというルールはないんですから。その中から一人を出せばいいだけの話なので、あなたじゃなきゃいけませんというものではないのでね。かわせるところはかわしてあげてもいいと思います。私はそう思ってます。それが御近所付き合いと思っておりますので。相互扶助、正しく相互扶助に思います。

#### ○山本委員長

ありがとうございます。

確かに自治会町内会をやってくださってることって、なかなか目に見えにくいっていうところがあって、本当に私たち、恩恵を受けてるんですけども。確かに会員率がどんどん下がっているというようなこともあって、本当にその辺は地域福祉の根幹ですので、そこは考えていきたいところだなというふうに思います。

はいどうぞ。

#### ○渡邊副委員長

最近話題になったヤングケアラーの問題なんですけども、相談のところに、多分子供から役所に相談はまず来ないんですよ。お子さんが、場合によると兄弟の人がハンディを持ってる子の面倒見てるとか、あと親が統合失調症か何かで、全然家のことやってくれないとか、社会的な規範ができない人だとか。そういう人に対して、まだ政策的にいろいろね、まだ今できない状況だと思うんですけども。子供たちにとっては、毎日それが日常生活なので、俗に言う普通っていうのがないんですよ。その子供たちにとって。そういう相談体制とか、そういう仕掛けの中でピックアップでき

る仕掛けってというのは何かうまくできないのかなっていう。

多分、何かちょっとちらっと本を読んでみたら、ずっと兄弟のオムツ替えをして、遊ぶ時間が全然なかったみたいな話ってというのは結構案件の中にあるみたいで、それは、周りから見るとすごくいい子ですよ、お手伝いして。だけど、その年齢のときに体験できることをできないってことは、やっぱり人生の上ではね、すごくその子にとって、みんなフェアなはずなので。

今年ちょうどね、2度人権、子供の人権のね、周年行事の中で、そういう話題もいろいろ今年ピックアップされましたけども、そのことに関しては、この中にはあんまり載ってなかったのも、まあ新しく出てきた。今までもあったことなんですけども、なかなかそこにピックアップできなかったのも、その辺の観点のことが、相談体制とかそういうような中でですね、うまく連携できる中でサポートできる仕掛けが子供にとってあると有り難いなって感じがしますけど。

それはやっぱり隣近所もあるでしょうし、社会的な仕掛け作りっていうのも両方要なのかなって感じがしますけどもという感じがします。

○山本委員長

ありがとうございます。ヤングケアラーの問題は、本人が自覚してないっていうのも結構あるというふうに言いますけども。何か、市とか社会福祉協議会の方でそういうことに対応してますか。これからやりますか。

○事務局・佐藤部長

今日の新聞にも国がヤングケアラーについて検討し始めるような、何かしら提言をしていきたいというような記事が、今日、載っていました。まだ、やはりスタンダードにはなっていない状況でございます。

先ほどもお話があったように、子供の方からやはり訴えることは、なかなかできないような状況でございます。やはり学校だとかそういったところで、そういった事例に陥っているお子さんが、学校とかで把握できるような状況だとか、あとは今、子供部門の部署がございますので、そういったところでどういった支援ができるかっていうのは、今後の課題となっております。

実際にどのくらいいるんだというのが、まだ国の方で調べたところがございますので、これからそういった具体的にどのような支援策ができるのかというのは、これからになってくるのかなと思いますが、とりあえず第一次的には相談は受けるようにしてございますし、また学校の教育委員会の方でも、今、埼玉県の方で作ったパンフレットだとかを学校を通じて配布したりだとか、まだそういった段階でございますので、今後の課題になってくるかと思っております。

○山本委員長

ありがとうございます。尾池さんなんかはこの辺りのこと御存知ですか。



○尾池委員

NPO法人の尾池富美子でございます。

今、本当はほかの質問を準備してたんですけども。ヤングケアラーのことは、たまたまここにはないので話が発展したので、限られた時間で申し訳ないんですけども、うちの子供たちは、実は今で言うヤングケアラーでした。そして一番下の子なんかは、高校のときに職員会議で大問題になりまして、要は、授業中寝てるわけですから。それで、寝ていながらちゃんと点数は取るわけですよ。それで、教室に入った先生が一番最初に言うのが、「尾池、起きろ。」という言葉から授業が始まるという。職員会議で問題になりまして、それを2者面談のときに担任に申し上げましたら、職員会議でおっしゃっていただいて。

要は、クラブも強いところにいましたので寝る時間がないし、家で手伝っていけば、どこかで寝ないと体がもたない。そういう形で、でも職員会議で退学は免れました。3人とも、かつてのヤングケアラーなので、さいたまNPOセンターを通じ、あるいは全国の組織を通じて堀越先生たちと一緒にヤングケアラーの相談とか、そういうものにずっと一生懸命、御一緒に意見を言っていました。

さっき自覚がないっていうお話なんですけど、子供たちにとっては、うちは重度の障害者もいましたので、生まれたときから、とにかく、その家庭の環境がよそと比較ができないから当たり前なんです。自分の家の家族の状況が、それが当たり前。だから、問題を持ってるわけではなくて、それが違う、よそと違うよっていうのが自覚できない、分からない。だから、訴えられない。

だから制度があってということで、とにかく今私自身が提唱しているのが、カウンセリング、カウンセラーだけではなく、全学校の教師全体も理解して、地域もそうですけれども、学校で異常なものが早く発見できるという、そういう体制ができれば周りから手が差し伸べられるんじゃないかという、そういう形をとって運動に参加してますけれども。

あとは、子供たちが、やはり当たり前だと思ってることを、誰かがお友達が察知したら手伝い合えるとか、たまたま先日は、あの有名な歌手が、なんとヤングケアラーで、友達が皆で助けて高校卒業までしてくれたというのがありましたので、相談窓口の充実と同時に、オープンにできる環境があったらいいなという、それを思ってます。

ヤングケアラーについては、体験者として今申し上げましたけど、今度市の、頂いた資料の59ページと、今日頂いた市の方の10ページが同じ内容のところなんですけれども、頂いた資料の59ページで御質問したいなと思ってたことが、10ページに答えが書いてありましたので。

ということは、相談ということで認知症に関しまして、相談をしてうんぬんから推進委員の方たちの会議が目標達成しましたよ。研修にも参加することがうんぬんということで「A」評価になっ

てますけれども。どんなところで研修するんだろうと思いましたが、きちんと10ページには書いてありましたので、これは答えが出ました。

それと、会議をし、相談をし、その結果、認知症を見ている家族、それから認知症当事者が、どんな変化があつて、どんな数字で「A」になったのかという。例えば市の広報が、あの広報塔がありますね。よく迷い人の放送とかがありますけれども、こういう形で推進委員が一生懸命普及することで、地域が変わって、認知症を持つ家族、認知症当事者も変わって、年間で迷い人の放送が減ったよとか。そういう何か、実態の数があれば知りたいなと思って、あの質問は用意してまいりました。

以上です。

#### ○山本委員長

ヤングケアラーについても教えていただきまして、ありがとうございます。学校現場がいかに気づいて専門機関につなげるかっていうのは、とても大事なことですよね。大学でも結構いるんですよ、ヤングケアラーっていうのが。

それから、今の御質問は、市の方の10ページの認知症地域支援推進委員というのがいらっやって、その連絡会開催回数が12回としていて、12回実績が上がったので「A」とされているということであつたけれども、それによって、どういう効果。効果というか成果があつたのかっていうところ、お分かりですかっていうことだったんですけども、どうでしょうか。

#### ○事務局・佐藤部長

なかなか非常に難しい状況でございまして、なかなかあの成果的に、その研修を開催して普及したことによって、放送回数が減ったとかっていうアウトカム的なものは、申し訳ございませんが把握はしてございません。

ただ、今、なかなかその支援会議を、認知症の支援員の集まる会議を開いて、コロナ禍でやっぱり開くのも非常に苦しかったんですけど、そういったところは開いて。更には家族の方を集めた形での知恵袋というものを今やってるんですけど、そういった家族の方が集まっているんな自身の経験談をこう述べたりとかして情報交換をするだとか、そういったものも開いてございます。

ただ、それによって、どこまで解決するかっていうのは、なかなか難しいようなお話でございまして、そういった成果はちょっとなかなか難しいんですが、そういった研修をして普及させて、家族の情報を交換してだとか、そういった形で対応策を練っているというようなところの施策としてはやってございます。以上でございます。

#### ○山本委員長

ありがとうございます。先ほど、認知症のサポーターの養成講座参加数がすごく下げているんで

すけど、これは、何か理由があるんですかね、数値目標が6分の1になっちゃってるような気がするんですが。

どうぞ、はい。

○尾池委員

今の関連の質問なんですけれども、200という極端に減ったんですけれども、その200の中の内訳を、ちょっと目標値を知りたいんですね。いわゆる一般対象と職場対象と学校、それがどんな形で200になるのかを知りたいと思います。

○山本委員長

今、尾池委員からの御質問、お分かりになったでしょうか。

すいません。私が余計なこと言って。私の質問の中で、最初にちょっと取組の内容、進捗状況の認知症サポーター養成講座参加者数が、もともとは、R7年度1,200人だったんですけれども、元に修正しましたということであったので、何か理由があつてここまで減らされてるのかなというのがお聞きしたいところ1点と。

それから尾池委員からは、その200人という内訳がどういうふうになっていますかっていう、職場とか学校とか地域とか、そういうのが、もしお分かりになれば教えていただきたいと思います。

○事務局・下川主事

まず指標の目標値の1,200人から、200人に変更した点につきましては、こちらの認知症サポーター養成講座参加者数、こちらが1年間の参加者数の目標値になっております。講座を受けた方がサポーターとして登録されるんですけれども、このサポーターの登録者数がですね、令和7年度の目標値が、今ちょっと数字持ってないんですけれども、令和7年度は何人に登録者数を増やそうという目標値がありまして、その目標値に達成するためには、1年間で1,200人でなくて、200人で達成してしまうため、今回1,200人から200人に変更させていただきました。

○山本委員長

どうぞ、お願いします。

○事務局・小笠原課長

申し訳ございません。長寿はつらつ課の方ですね、高齢者福祉計画・介護保険事業計画という計画を策定しております。その中にですね、認知症サポーター養成の促進という項目で、指標をその累計登録者数という形になっております。令和7年度の計画値が1万人となっております。その1万人に達するために、私どもの計画の方では、令和7年度に200人とする事で、1万人に達する数値となっております。

○山本委員長

すいません。参加者数ですよ。

○渡邊副会長

これ、参加者数なんですよ。そして、1年間200人なんですよ。

○山本委員長

そういうことなんですか。

○渡邊副会長

たぶん。

○新坂委員

実際やってる方なんですけど。だいたいまず、令和3年度だけで言ってしまうと、一般市民向けがまず一つと。今までだったら、学校、小学校とか中学校とか、あとは、一般企業向けにお話をいただければ養成講座をやっている状況があったんですけども、令和3年度につきましては、コロナの状況もありましたので、まず、学校関係は1回もなかったんですね。なので、一般市民向けの部分が結構多かったっていうところなので、200人っていう基準がちょっとあるんですけども。先ほど尾池委員の方からお話があった、その内訳というところでは、おおむね今までの実績を考えますと一般市民向け、あと学校関係、あとは朝光苑なんかの方。警察とかにも認知症サポーター養成講座だったりとか、あと郵便局だったりとか、そういうところにも養成講座をやったりしてましたので、毎年のように実績はあったんですけども、コロナ関係のことでちょっとそこができなくなってしまってますので。

また、ちょっと令和4年度もどうなるのか分からないんですが、1年間の予定を立てまして、認知症サポーター養成講座、包括支援センターの方でもやっていますので。うちは、7月に一応やる予定はしてまして、人数も今、制限をかけながらやっていますので、実績としては少し予定よりも少なくなる可能性はあるのかなと思います。ちょっと少ない説明かとは思いますが、以上です。

○山本委員長

ありがとうございました。

人数が、これは、だから登録者数ということなんですよ。その認知症サポーターとして登録した人ということで200人になってるんですか。そうではなくて。

○丸山委員

累計1万人に達するので、やってたら1,000になると、累計が、ゴールが、1万人が1万2千人くらいになってしまうから200人にしたと。

○山本委員長

なるほど、そうなんですね。分かりました。

介護保険計画、事業計画の方に合わせて200という数字を出されてるということなんですね。  
はい、分かりました。少ないという訳ではないということですよ。

ありがとうございました。新坂さんも教えていただいてありがとうございました。

ちょっと先に行きましょかね。まだいろいろと皆さんの御意見を聴きたいところなんですけれども、次の施策の方にいかせてください。

今度はずいぶん、「地域福祉に関する理解と参加の促進」についてということで御説明をお願いいたします。

○事務局・下川主事

それでは、施策の方向性「(7) 地域福祉に関する理解と参加の促進」について説明させていただきます。

市及び社会福祉協議会では、地域福祉や防災に関する講演会などを開催し、地域の支え合いの意識を高めるよう取組を行ったり、地域の活動団体やイベントなどの情報を広報紙やホームページ等で周知・啓発を行っております。今後も、より多くの市民が参加できる講座や講演会などの機会を提供し、地域福祉への理解を深めていく必要があるという現状と課題が挙げられております。

ではまた、市の方の抜粋版の資料の37ページを御覧ください。

37ページの「①地域福祉講演会の開催」では、自主的に活動しようとする市民の後押しとなるよう、地域福祉の発展に向けた講演会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となったため、「C」評価とさせていただきました。

課題としまして、地域福祉を推進していくためには、行政だけでなく地域住民をはじめ、社会福祉協議会や福祉関係者等との連携が不可欠であるため、講演会でその必要性を十分に発信していく必要があると考えております。また、今後も地域福祉の発展に向けた講演会を開催していく予定でございます。

続いて、39ページの「③ふれあいスポーツ大会の開催」になります。先ほどと同じく、新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となったため、「C」評価となっております。

今後の課題や取組方針としまして、参加団体と調整し、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、より安全に大会を行うための検討をしていくこととなっております。

続きまして、41ページを御覧ください。

41ページの「⑤市民活動の周知・啓発及び参加の促進」では、メールマガジンや広報、ホームページなどで市民活動に関する情報発信を行ったほか、市民活動パネル展を全9回実施し、市民活

動の周知・啓発に努めました。また、大学教授による基調講演及びNPO法人による活動発表を内容とした「地域デビュー支援セミナー」を実施し、市民活動への参加機会の提供を行いました。今後の課題では、活動の担い手の高齢化や会員不足が挙げられ、取組方針としては、引き続き、工夫を図りながら、市民活動の周知・啓発を行っていくこととしております。

市の説明は、以上になります。

#### ○社会福祉協議会事務局・上馬場課長補佐

では、社会福祉協議会より御説明させていただきます。白色の抜粋版の社会福祉協議会の評価シートですね、ページ数、下を見ていただいて19ページのところからになります。

この方向性につきまして、社会福祉協議会では六つの主な取組を行ってまいりました。その中で、抜粋をさせていただいて御報告させていただきます。

まず、19ページの「ボランティア・実習生の受け入れ」です。社会福祉協議会が運営をしている施設で、ボランティアであるとか、社会福祉士取得のための大学生の実習生、そういった方たちの受け入れを行っています。その際には、感染症対策を徹底して受け入れを行いました。

ただ、活動内容をちょっと見直さなければいけない部分もありましたので、そういったことを行って、安心安全な受け入れに努めてまいります。

ここでもコロナの影響があつてですね、施設の事業であるとか、イベント事が縮小若しくは中止といったところになっているため、ボランティアの方も含めて参加者の活動の機会が減っているという施設もありました。

今後も、感染症対策を十分に講じた上で、ボランティアの希望される方、資格取得の実習生等の受け入れを行ってまいりたいと思っております。

続きまして、隣のページの20ページ。「出前講座の実施」となります。

実際、出前講座ということで、社会福祉協議会のサービスについての説明であるとか、手話体験、健康体操など、身近な福祉情報を交えた講座を、社会福祉協議会職員等が講師となって実施をしました。

また、地域の福祉団体だけではなくて、企業にもアプローチをするということで、チラシ等を新しく作成しまして配布するなど。あと、「朝霞社協まるわかり帳」というものがありますが、見直しを図って再作成をしてお配りをしているところです。

実際、情報発信を行ってはきたのですが、コロナの関係もあるのですが、出前講座を申請されているところは、同じところの団体が申込みをされているというのが少し傾向として見られるところです。今後は、チラシや冊子の配布に加えて、SNS等も使用して周知・啓発を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、ちょっとページを飛ばさせていただいて、23ページの「地域福祉財源の確保」というところになります。

地域福祉財源の確保というところで、コロナ禍ではあったのですが、こちらのセンターの1階で募金活動の動画を放映したりだとか、ポスター掲示を行うなど、募金活動について周知・啓発を行いました。

また、赤い羽根の共同募金ですね。街頭募金を行う際は、どうしても声を出すというのが難しいということもありましたので、録音した音声を使用するなど感染症対策を徹底した上で、実施することができました。

実際、募金というところでは、自治会町内会のところで、コロナ禍で戸別の募金の減少が見られているところもあります。今後も、減少することが見込まれているということもありますので、新たな募金協力先の開拓が必要となっています。

今後、より多くの市民の皆様、地域福祉の活動を支える募金活動について知ってもらうために周知活動に努めてまいります。

続きまして、24ページ、「住民参加型在宅福祉サービス『あいはあと事業』」についてです。

令和3年4月から、新たな事業として開始させていただきました。パンフレットや広報紙等で周知活動に努めまして、例えば庭の植木の手入れであるとか室内の清掃を行うということで、地域住民の支え合い活動を実施することができました。

着実に地域の支え合いの活動は増えつつあるのですが、広報紙やパンフレットの周知・啓発に加えて、実際、今動かれている協力員の方であるとか、利用されている利用者ですね、事業の趣旨説明を再度しっかり行わせていただいて、口コミ等でも増加していけるところもあるというところで、活動の拡充に努めてまいりたいと思っております。

以上、社会福祉協議会からの報告です。

#### ○山本委員長

ありがとうございました。

このところは、「地域福祉に関する理解と参加の促進」という大きな項目の中で、講演会であるとかスポーツ大会というようなものが、コロナのせいで中止になってしまったりとか、そういうことがあるというお話でした。

1つ1つの事業についてお尋ねするというよりは、もう少し大きな目標のですね、地域福祉に関する理解と参加という観点において、それぞれの立場からどうであるかというのをちょっとお尋ねしてみたいと思います。

須田委員、いかがでしょうか。

保護司のお立場からしてですね、この地域福祉に関しての理解を進めるためには、どういうことがこれから必要であるかという御意見がありましたら、教えてください。

○須田委員

保護司会の須田といいます。よろしく申し上げます。

福祉計画、大きく言えば福祉計画なんです。一番最後にあると思うのですが、犯罪を犯した人が、世の中にまた戻ってきまして、その人たちを「こういう人ですけど、是非、お宅の会社で使っていただけませんか。」ということで、協力事業主をお願いして歩く立場なのですが、現在コロナの関係で、その会話を持てないような状況になっていますので、現在、ストップしております。

今、それをすごく言ってきますとね、会社の人、あるいは事業主の方にね、今は、それどころではないよと。自分の会社のことを考えるだけで精一杯だから、刑務所を出てきた人なんか使ってもらえないと。というのは、なかなか使っても、採用してもですね、その会社に長く勤めてくれないと。途中で辞めちゃうと。

また、1つ例を申し上げますと、埼玉県保護観察所からこういう方がこういう事業所で、住み込みで仕事したいというのでお願いしましたと。これは県の方でお願いしたわけですが、それでこういうことですから環境調整をしてくださいと、事業主に話を聴いて通してくださいということで、まず行くために電話したら、もうそういう方はいませんよと。1回来ましたけども、そのまま出て行って行方不明になっちゃいましたと。そういう方もおりますので、こちら頼みづらいようなところもありましてね。そんなことをやっておりますけども。

まあ、そういう方はごく一部ですけども、朝霞市の方は、何とかお願いしているところで働くなり、自分で仕事を見つけてきてやるなり。私どもも報告する都合で給与明細書を持って来させて、一緒に付けて出してますけども。今、私は、二人持ってますけどね、スケジュールのことを電話をして。今度いつ来てくれるってことで面接の日程を決めないとならないんです。そんなことをやっております。

大きい意味でいえば福祉ですけども、生活困窮者の場合は、生活保護の方の関係になると福祉の方の関係になってくると思いますので、まるっきり関係がないってことではないんですよ。

以上でございます。

○山本委員長

ありがとうございます。

それでは、大事な会議も今はコロナでできなくなった状況があるということですよ。更生保護に関してはね。

でも、もちろん社会福祉協議会が、正に更生保護の関係団体も会議の中にいらっしゃるんで、全



然関係ないわけじゃない重要な役割を果たしていただいていると思います。ありがとうございました。

田畑委員、いかがですか。

何か地域福祉に関する理解と参加というちょっと大きなテーマではございますけれども、まずこういうことが必要なんじゃないかということがあれば、教えてください。

○田畑委員

朝霞地区福祉会の田畑です。

今回の地域福祉の方では特に意見とかは考えて来なかったんですけども、また最後のところでちょっと説明がありました、4ページや6ページの範囲でちょっと意見をしたいと思いますので、いったん今はここで失礼します。

○山本委員長

それでは、またそのときに御質問をいただければと思います。ありがとうございます。

垂水委員、今までお聴きになっていて何かございますか。

○垂水委員

垂水です。

ちょっと戻るんですけど、朝霞市の2ページ。このときに相談の数がすごく増えたということで、コロナの影響だと思うんですけども。どういう相談があって、どんなアドバイスをして、結果がどうなって解決につながったのかなというのを、最初にこの数値を見たときに思っていました。

その後の質問でも、先ほど結果はまだ追えていないという事案とかがあったので、なかなか結果のことまでは難しいとは思うんですけども、どういう相談をしたらこんなアドバイスがもらえるというのが分かれば、こういうことを相談していいんだ、こういうことを口にしていいんだというのが分かるんじゃないかなと思って。

こういうことを余り人に言っではいけないとか、こういうのを堪えておかないといけないと思う人は多いんじゃないかなと思って、そういう具体的なことをどこかに載せて発信していただいたら、声を挙げる人が増えるのかもしれないんじゃないかなというのを感じました。

○山本委員長

重要な御指摘をありがとうございます。

分かる範囲で結構なんですけれども、どういう相談が増えて、どんなだったかとか、少なくともこういう制度とかこういう活動につながったということがあれば、教えていただければと思うんですが。いかがでしょうか。

○事務局・佐藤部長

それでは、私の方でお答えさせていただきます。

2ページにある生活困窮者の自立支援ということの相談なんです、やはりコロナ禍の影響によって仕事がなくなった、仕事の収入が非常に減ってしまって生活ができないといったようなものが、大部分の相談でございます。

制度的には、住居確保給付金という制度がございます。まず、これは住居を失ってしまう可能性もある、収入が少なくなって家賃が払えなくて住居を失ってしまうという可能性がある、ある程度の収入以下の方に対しては、住居確保給付金というものを給付してございます。

それには条件が多々あるんですけど、求職活動をしていただくとか、後はアルバイトを含めた何かしらの求職活動をしていただいて、活動をしていった中で住居確保給付金を支給しましょうというものがございます。

そのほかには、社会福祉協議会とやっているもので貸付がございます。総合支援資金とか緊急小口資金の貸付、これもかなり延長、延長になりまして、1回20万円のもの緊急小口資金、その次に20万円が3か月借りられるというものがございました。さらに、それが延長、延長になって、最大9か月借りられるというような状況もございました。最大では200万円貸付を受けられるというような制度もございまして、中にはやはりそういった、貸付さえ受ければ何とか生活はやっていけます、またコロナが回復すれば返せますというような形で、貸付制度を御利用される方もいます。

当然、中には体が病気だということで働くことが難しいです、そうすると求職活動もできませんし生活ができませんといった方には、生活保護制度を御案内してございます。

そのほか、今いろいろな非課税世帯への給付金だとか、そういったものもやっていますし、いろいろな制度が国から降りてきて、市の方で対応してございますが、主なものはそういったもの。生活が苦しいといったときには、そういった制度を御紹介したり。または、借金がというような形になってくると弁護士の御相談をして、極端に言えば自己破産の手続なども考えていただいたりですね、そういったような御案内もしたりだとか。やはり、生活困窮でもいろいろなレベルがございまして、そのレベルに応じた支援の制度を御案内したり、又は市役所の隣にハローワークもございまして、ハローワークと一緒に行って求職活動のお手伝いをしたりだとか、そういった形の対応してございます。それが令和2年度、3年度が非常に多くございましたので、そういったところに対応してございます。

○山本委員長

ありがとうございました。

コロナ禍では失業から住まいをなくす可能性があるという人が、住居確保給付金ということをしごく利用されたりというふうなことで、それで家をなくさないで済んだという方がたくさんいらっしゃるという事実はありますね。

ただ、こういう相談をしていいんだろうかと逡巡されて相談できないという人をどうするかという問題は、やはり残っているので、そこは次のところの情報の発信とか、そういうところにはつながってくるころかなというふうにも思います。市民の方がそこに相談に行っていんだと思えるようなことが、とても大事なことかなと思いますね。

ありがとうございました。

池田委員、いかがでしょうか。

これまでのところで、特別な配慮が必要な子供たちへの支援というようなことも出てきましたし、何か、そのほかのことでも結構です。

#### ○池田委員

大山保育園の池田と申します。よろしくお願ひいたします。

今、お話を伺いながら、私この評価シートとか、この部分は非常に難しいというのは、大まかなことしか載せられないんですね、はっきり言って。その辺りで、やっぱりこういうことに関して、プロジェクトの人たちもいっちゃって作ってこられたことだと思うんですけども、これは本当に大変な、私もやりましたので。各市の方に伺いましてアンケートを取り、それでいろいろと、AとかBとかCとか決めなければいけないと。そのA、B、Cってすごく大まかなんですよ。それで、何でAなの、それが人数的に相談のことに対して、600から1,700だと約2倍に増えている。増えているということは、Aなのか、ゼロならゼロで、全くゼロなら評価Cなのか。

ここの部分が、私もう以前から疑問を持ってたんですけど、相談がないとか、何がないという、ゼロというものは逆にいいんじゃないのかと勘違いしてしまうんですけども。

これだけ人数が増える、ほとんど相談の方は、かなり大きくなってきているということが、ここ2、3年増えていたと思うんですけども、じゃあそこで結論としたらば、何が解決した、何件解決した、何パーセント解決したのかというのが載っているだけでも、ああそうなのかというふうに理解ができると思うんですけど、その辺り、相談内容はこれは、守秘義務はあるので、なかなか載せられないというのもあると思うんですね。

私たちの方でも、やはりお子さん相手ですし、保護者の相手ですし、その辺りでいろんな御相談ごとがたくさんあります。今、本当コロナという状態で、やはり濃厚接触者というものが付いてしまうと、10日間、約15日間お休みしなければいけないという今までの規定がありましたよね。そうなってくると、各事業所の方でも、回るということは非常に難しかったというのが現状です。

それに対して、やはりいかにコロナとの接触をしないために、どのような方法でというほとんどがインターネットでした。保護者に対しても、やはり玄関先でもうストップなんですね。ですから、2年間保育園に入っていないんです。だけれども、やっぱり密にお話ができるように、インターネット相談というのを立ち上げて、各担任、主任、園長という形でインターネットでやっておりました。

会議の方におきましても、もうリモートでやるんですけれども。理事会、評議委員会は、やはり高齢者でいらっしゃるの、苦手という意識が非常にありますので、その辺りがちょっと難しいなというのはありましたけど。そういう方のために書面での報告、書面での回答という形で行ってきておりました。

その部分で、やはりまだまだコロナの方も収束するというのは難しいという、一、二年、まだ先がありますけれども、本当に落ち着かなければ何もできない。

去年1年間で、行事中止、延期というのはありましたので、何もできなかったんですけども、その中でも子供たちが楽しんでやってくる。お母さんたちもすごくストレスを抱えており、やはり、手を出してしまうということがやっぱりありました。ですから、その方々の相談役というのも引き受けていかなければいけないし、どこに相談すればいいのかというのも、やはり私たちの御相談の中で、お母さんこういう方法もあるよ、こういうところもあるよというふうに助言ができるような形でいつも対応はしていております。

その辺りでは、やはり地域はもちろんですけども、今、ボランティアの方で、とにかくお掃除が大変なんですね。職員もお休みしちゃうと、朝と夕方消毒しなきゃいけないんですね。非常にここが、保育士が本当少なくなってきてしまったというのは、コロナの濃厚接触者が増えてしまったということで、この半年間は非常に苦しかったです。

ですけれども、御近所の方に、ちょっとの期間でいいからお手伝いできませんかと呼び掛けるところ、やはり高齢者でもまだ動ける方という方がいらっしゃるの、その方たちに消毒の方のお掃除を頼んだという形で、本当に無給なのでボランティアという形で、自分も参加しているんだという意識付けというのをさせていただきながら、保育園とはこういうものだよということを知っていただく。何かあれば保育園にどうぞ御相談くださいという形で、私どもはやってきてはおります。

たまたま、昨日のニュースの中で、町内会費のお話があったんですね。東京都だと思います。それを見ていて、やっぱり埼玉県もそうなんです。ちょっと私も比べちゃいまして。うちのあれは1,400円だったと思って。東京都でも、やっぱりこの幅がすごくあるって、朝霞市ももちろんですけども、町内会の差はあるかと思うんですけども、その中で、いいことを言っていた高齢者の方がいたんですね。それは何かといたら、やはり町内会費を払うことによって、入る区や市はや

っぱり助かっているんですよ。その分、補助金を違う方向に使ってもらえれば、僕たちはそれでいいと思ってますって。ああこれだよなと私も思ったんですけども、そのようなお話。あとは大阪の方なんか、全然桁が違うぐらいの金額を言ってました。年会費50万円って。50万円払ってから、毎月2万幾ら払わなければいけないという。ああ、お金がある人とない人の差なんだろうな、貧富の差があるんだなって思いましたけど、そうじゃなくても200円、300円があなたたちの、やっぱりお役に立っているんですよというのを、これはやっぱりテレビで言ったということは、非常に勉強になったんじゃないかなと思いました。

その辺りでは、まだまだやはり文面だけで見るのと、やはりメディアってすごいなと私は思いましたけれども、朝霞の方でも大分、朝霞マップとか、ガイドラインだとか、そういうものがあるので、もうちょっとそれを大いに使っていただきながら、朝霞市のいいところ、ここが今はよくしているんだよというところをアピールできれば、もっともっといいのかなというふうに思いました。

一応感想ですけども、すいません。

○山本委員長

ありがとうございました。

確かに、評価の方法については、以前から皆様から御批判というか、こうした方がいいんじゃないかというのを頂いておまして、相談件数が少ないということは、それだけ困っている人が少ないということになって、いいことではあるんですけども。

先ほど、垂水委員がおっしゃったけれども、相談するところが分からなくて来れない人もいるということは、とにかく、あそこに相談しに行けばいいんだということで来られ人がいたということで、良さがあつたのかなというふうに思いますが。

ちょっと引き続きですね、このA、B、Cということについては、考えられたらなというふうに思います。

ありがとうございました。

○山本委員長

それでは、ちょっと時間が迫ってまいりました。

次にですね、施策の(10)と(13)がありますので、引き続き(10)と(13)をお願いいたします。

○事務局・下川主事

施策の方向性、(10)と(13)につきまして、まず市の方から説明させていただきます。

朝霞市の抜粋版の資料の54ページを御覧ください。

まず、施策の方向性の「(10) 情報共有・発信の充実」の「⑤避難行動要支援者支援制度の推

進」の方ですが、こちらの方では、災害時における避難行動要支援者の支援を円滑に実施するため、危機管理部門と福祉部門が連携し、自治会・町内会、民生委員児童委員等の避難支援者となる方々に、避難行動要支援者台帳の配付を行い、情報共有することができました。

また、避難行動要支援者台帳に掲載している個別避難計画の見直しについて、関係各課で意見交換を実施しました。

課題としましては、避難行動要支援者台帳を活用した訓練が実施できていないことと、実効性のある個別避難計画の見直しが挙げられています。

また、今後の取組方針として、引き続き、避難行動要支援者台帳の更新及び配付を計画的に実施するとともに、台帳を活用した訓練の実施等、活用支援について検討を行うこととしております。

続きまして、施策の方向性「(13) 防災対策の充実」について、68ページを御覧ください。

「②防災意識の高揚」におきましては、自助・共助の役割や災害への備えに役立つ防災知識の習得及び防災意識の高揚を図るため、自衛隊、消防署及び消防団等の防災関係機関と協力し、令和3年11月27日に「くみまちモールあさか」において、防災フェアを開催しました。自己評価は「A」評価となっております。

今後の取組方針としまして、引き続き関係機関と協力し、様々な年代の方が楽しく学ぶことができる体験型の防災プログラムを実施することとしております。

駆け足になりましたが、市の方の説明は以上になります。

#### ○社会福祉協議会事務局・上馬場課長補佐

それでは、社会福祉協議会から御説明させていただきます。

白色の評価シートの抜粋版ですね。「(10) 情報共有・発信の充実」ということで、28ページを御覧ください。

「①分かりやすい福祉情報の提供」ということですが、社会福祉協議会では、社会福祉協議会で開設をしましたツイッター、フェイスブック、YouTubeなどのSNSを使用したりだとか、広報紙等を活用しまして、社会福祉協議会が運営する施設であったり、地域福祉情報の提供を行いました。

また、社会福祉協議会と関連のある商業施設等に協力を得まして、広報紙の設置する場所を拡大することができました。ここでもコロナウイルス感染症の影響で、地域の活動団体の休止であったり講座等が中止になるなど、顔の見える環境下での情報提供というところの機会が減ってきていることがあります。また、社会福祉協議会がSNSによって情報発信を行っているということ、より多くの人に知っていただくということも必要不可欠かなというところになります。

今後は、感染症対策を講じた上で直接市民の皆様に福祉情報を届ける機会を設けていきたいと思

っております。

続きまして、37ページ、施策の方向性（13）「①災害ボランティア講座の実施」となります。

「①災害ボランティア講座の実施」というところでは、昨年度末にボランティア講座を開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で延期をさせていただきました。

開催に当たっては、行政の方の市の危機管理課に講師を依頼しまして、行政と連携を図るきっかけ作りとなりました。

実際、今年度に入りまして延期した講座ですが、5月13日に開催をさせていただきました、29名の御参加をいただいております。

課題としましては、地域住民が災害ボランティアについての知識を得て、意識醸成を図れるような講座内容を今後も検討していく必要があるということになります。今後は、災害ボランティア講座に参加した方たちと平常時からつながりが持てるように、ボランティア登録等を行って支援を行ってまいりたいと思っております。

ページをめくっていただいて、40ページになります。

最後になりますが、「④小地域福祉活動における防災事業の相談支援」ということになります。

実際、社会福祉協議会の方では、先ほど言ったように災害ボランティア講座の開催に向けて周知・啓発をさせていただき、そういった部分では市民の方々への啓発であったり、また講師である行政との関係作り、連携作りができたのかなと思っております。

ただ、ここでもコロナの影響で防災に関するイベントが、なかなか自治会、町内会であるとか地域団体では難しくなっている部分がありまして、周知・啓発の機会が減っているところであります。

今後は、また再度できる範囲にはなりますが、自治会、町内会等のつながりの中から、小学校区等で防災訓練が行われていたというところもありますが、そういった機会を実際に社会福祉協議会の方でもお手伝いできることを含めて情報収集を行ってまいりたいと思っております。

社会福祉協議会からは、以上になります。

#### ○山本委員長

ありがとうございました。

引き続きですね、「情報共有・発信の充実」というところと、防災ということを御説明いただきました。今のところで、何か御質問ございますでしょうか。

#### ○横田委員

市の方の抜粋、54ページですね。

54ページの「1 取り組み内容・成果・進捗状況」の「R3年度の取り組み内容」のところの

文言の一番下の4行目のところなんですけれども、「避難行動要支援者台帳に掲載してある個別避難計画の見直しについて、関係各課で意見交換を実施した」と書いてございますけれども、本当にこの個別避難計画の見直しというところをできるだけ早くやっていただきたいなど。大変な作業だと思うんですけれども、これが一遍にはなかなか難しいと思いますけれども、少しずつでも進んでいけば、日本全国でもこの辺が課題になっているということで、本当に個別避難計画と同時にやはり住民の方の立場でもお互いに横のつながりを持っていくことが本当に必要だなと思っています。

市だけをお願いするわけではなくてということが、感想ですけれども1つありました。

もう1回、市の方です。「くみまちモールあさか」で防災のイベントをやったという話がありました。私もそれ、よく分からなかったので、興味があったので行ってみました。そうしたら若い人がとにかく多くて、とても良かったなと思いました。子連れの若い人ですね、大きな揺れるトラックに、バスですか。とても楽しみながら参加をしていたので、やっぱり防災については、高齢者だけではとてもできないので、若い人の巻き込みがこれから、そういった仕組みといいますかイベント等を通して、参加しやすい形で防災の訓練というか意識を高めることが必要かなとつくづく感じました。

以上です。

○山本委員長

ありがとうございました。

こちら、個別避難計画の見直しについてというところは、何か今、進んでいらっしゃるのでしょうか、市の方で。

○事務局・小笠原課長

ありがとうございました。

市でですが、危機管理室という部署が中心となりまして、各関係課の課長級の会議、あと係長級、実際に事務を行っている者の関係課が集まりまして、こちらの個別避難計画を進めていこうという形で方針を取って進めております。それにつきましては、いろいろシステム改修等もございまして、そちらの方の検討も庁内でしているところでございます。

以上です。

○渡邊副委員長

個別避難計画なんですけれども、現場のところはどうやっていいかというやり方がすごく難しいんですね。個人情報管理と実際にフェイス・トゥー・フェイスの関係性がみんなできていればいいんですけど、その辺のところを町内会レベルに。台帳は配っていただける。事業的にはこれ完全にやっているんですけれども、その運用の点でどうやっていくかというところで、特別にマニュアルが



あるわけではないですし、個人の思いの中でやれるところはやる。確かにそれでもいいんですけどね。おしなべてやるとなると、何かそういうような仕掛け的なところも考えていかないと。

基本的に、名簿自体が手挙げ方式だから。ですから、その辺のところもありますよね。手挙げ方式なんですけれども、その人とサポートする人との関係性をどうやってコネクションを作るかというのは現場に任されている形になっていますので、その辺のところを町内会の方も絡んでいるので非常に作りづらい、難しいところですよ。

大きい町内会だとあれですけど、50人とか60人ぐらいのエリアでしたらある程度把握ができるんだと思うんですけども、何百所帯の世界でこれを個人が掌握して仕掛けを作るとしたら、多分、市役所の部署でも何人も、いろいろ関わる人が作らないと、多分それを把握するのは難しいと思うので。その中でやっぱり、つながっていかなくちゃいけないことは確かなので。少し方法論的なところをうまく例示できるような、何かそういうのがあると。台帳だけだとちょっと対応できないのかなという感じがしているところです。

#### ○山本委員長

いかがでしょうか。直接の御担当ではないと思うんですけども、危機管理室っていうことでおっしゃってますけど。

#### ○事務局・佐藤部長

渡邊副委員長が言うとおりに非常に難しい問題ございまして、とりあえず今、浸水想定区域、この川の近くだとか浸水想定区域のところをなるべく早めに着手して、作成したいというふうには考えてございます。それで今進めているところ、考えているところなんですけど、なかなか直接的に支援をしていただける方、それが地域なのか、それともやっぱり行政の方なのかというふうなところがやっぱり課題でございまして、今の時点でやはり行政が手を出して手伝っていくというようなものしかないかなというふうに思っています。

やはり地域の方も当然、避難はしなければいけませんので、町内会の方、民生委員の方が助けに行ってくださいっていうのも、やはりなかなか言えないことかなというふうに思っていますので、そこが非常に難しい問題だなというふうには思っています。

ただ、日頃から、顔の見える関係を作っておいていただくのが、一番支援もしやすくなってきますし、そういったところが課題かとは思っています。

また、昨年度やはり防災訓練が1つもできなかった。やはり地域での、小学校単位で防災訓練をやるんですけども、それが1つも出来なかったっていうのも課題でございまして、今年何とか開催して、避難者台帳の方も参加していただくような仕組みも大事なのかなというふうに思っています。

以上です。

○山本委員長

ありがとうございました。

はいどうぞ。

○横田委員

ありがとうございます。

民生委員さんのことを思えば、やっぱり世帯って言ったら200、300を一人で見てらっしゃる。

○土佐委員

もっと多いです。

○横田委員

もっと多いですか、今。

○土佐委員

平均300と言われてますけど、それ以上です。

○横田委員

見ているわけですか。ですよ。その中で、この家庭は一人生活をしてらっしゃるっていう把握はされているんですかね。

○土佐委員

もちろんです。ただ朝霞市、割とマンションが乱立している。マンションに住んでらっしゃる方は、比較のお若い方が多いんですね。それ以外、もちろん高齢の方、戸建てだとか地域によってばらつきはありますが、一応何歳以上って民生委員は、一人暮らし、二人暮らしという人たちは把握しています。

ただ、さっきの要支援者の方は、そういうお若い方も申請してらっしゃるんですね。なので、ただ、その数も一人の民生委員が担当といいますか結構な人数なんですよ。

ですから、今年事業計画の中で危機管理にお願いしているのは、私たち民生委員、そういう人たちはもちろんですけど、避難所に行ったときに何をすればいいのって。結局、民生委員の役割ね。どこからの指示。縦ではなくて横のつながりが必要ではないかということで、ちょっと今回、来月そのお話を危機管理の方にお伺いするように。

正直言って、我々も無事じゃないとだめですよ。町内会との連携は、もちろん不可欠であるとは思ってます。ただ、全員やっぱり把握してるかといえ、あとは包括支援センターと協力し合っ

てチェックとかしていくのかなとは思っていますが、その辺がだから何をしたらいいのか、どう

したらいいのか。どこの指示を受けたらいいのかとかそういうことも含めて、今年ちょっと学習と言いますか、お聴きしたいですね。

○横田委員

そういった場合ね、市の方でもかなりやっぱり危ない地域に対しての行き先っていうんですか、行き先を御指導をしてらっしゃると思うんですけども、やはり朝霞市ってあるようであまりないというか、集まれるところがないのかなっていうのが、非常にちょっと感じてまして。

たまたまこれもメディアの方で聞いたんですけど、神社、仏閣とかそういうところに協力をしていただきながら、そこに避難をするっていうのを小池百合子さんがお話していたので、そういうものも利用して避難というか。東京は、人数がまた違いますからね。その辺り、朝霞市って神社、仏閣ってどれぐらいあるのかなと今、ふと思っちゃったんですけどそんな辺りで。

やっぱり高齢者の方って、みんなで集団に入るのが非常に難しいんですよ。いろんな方いらっしゃるんで、その辺りがやはり、枠っていうのを決めてあげなくちゃいけないんだろうなっていうのもあるんですけど、まだまだこの先いろんなことで解決していかなきゃいけないとは思いますが、その辺り、民生委員は本当にボランティアの方が多いのでね、どこまでっていうのは、本当に手が届かないと思うんですよ。ですから、その辺りは役所との連携っていうのも必要なかなっていうふうには思っております。

どうもすいません、ありがとうございました。

○山本委員長

ありがとうございました。

それでは、田畑委員、先ほど何か御質問が最後にあるとのことだったので、お願いいたします。

○田畑委員

すいません、先ほどは失礼しました。

質問ということではないんですけども、各項目の評価をやっぱり見てみますと、このコロナ禍の中で事業実施の難しさというのが非常に前面に出ている評価っていうふうなところで、ここは本当にそのとおりの評価だというふうな受け止め方をしております。

それと幾つかキーワードが出てくるかと思うんですけど、例えば社会福祉協議会の4ページのところ出てきました、子供たちの専門的な支援のところ。ここで「ヤングケアラー」というふうな話題もありますけど、もう1つ挙げるとすれば、やはり医療的ケア児の子供たちのいわゆる対応とかですかね、そういったものも今後やはり、相談の中に非常に多く入ってくるのではないかとこのように考えられます。

実際、障害を持った子供たち、あるいはそういった医療が必要な子供たち。近隣地域の児童発達

支援センターが今、数多く出ているんですけど、やはりこの地域だと医療型の児童発達支援センターがないので、やっぱり医療的ケア児が市外、ちょっと遠いところに通所利用をしているっていうような実態もあります。とはいっても、生活基盤はここ朝霞市なので、やはり例えばこれが先ほどの避難行動計画にも関係してくるんですけども、じゃあ災害のときにどうしたらいいんだろうかとかっていう問題ですね。

ここでの議論ではないと思うんですが、例えば医療的ケア児が一般の災害避難場所に行けるかどうかというような課題も1つ出てくるのかなとは思いますが。

それと、ヤングケアラーのお話の中では、もちろん当事者が相談しづらいというふうなところもあると思いますし、例えば子供の問題が、実は親の介護をしなければいけないっていうふうなところにつながってるっていうことでは、各事業がその対象者にやっている支援という1つの点なんですけども、これが個人単位ではなくて、やはり家庭単位で見ていく必要があるのかなというふうなことを感じます。

ですから、点と点がつながって線というふうな目線で、こういう家庭の背景があるから子供にこういう影響が出ている。親は介護問題がある、働く人は誰なんだみたいになっていうところで、総合的な解決をしていかなければいけないだろうなということを感じました。

すいません、長くなりますが。あと、ボランティアのお話の中で、確かに今施設でボランティア活動を断っているっていうことは非常に多いかと思えますし、私どもの施設の方でも、なかなかボランティアの方を今、止めている最中なんですけども、実際には、入居されている方々のことを考えると一歩踏み切れないうところがあって、やみくもに止めてるわけではないんですが。本来は、やはり入居されている方々は、この施設の中だけの生活になりがちなので、本当は外部の方との交流とかそういったものが、精神生活上はとても大事だと思いますので、是非この辺は受入れを積極的に検討していきたいなというふうに改めて感じました。

以上でございます。

#### ○山本委員長

ありがとうございました。私が言おうと思ってたことを田畑委員が言っていたので、これ以上、お時間もちょっと15分以上過ぎてしまいましたけども。

結局、やっぱりコロナで様々な活動がストップしてしましまして、地域というものがちょっと停滞か低減してしまったっていう状況の中を、これからどうウィズコロナの中で再構築していくかということがすごく求められていくなつて。ますます生活困窮の人が、これからインフレも進んでいの中で進むと考えられて、相談ということをどう地域の中で気付いてあげて、つなげて、そして成果を出していくかっていうことが非常に求められているところなんじゃないかなというふうに思い

ました。

この委員会の中でも、扱うものがすごく広いんですけれども、地域の中でどうやってそれらに対応していくか、またそういうふうな、みんなで助け合うんだっていう精神を醸成していけるかということを考えていくのがこの委員会だと思いますので、また皆様からの御意見、御感想を寄せていただければと思います。

すいません、時間も延びてしまって大変恐縮なんですけれども、本当に皆さんからたくさんの意見が出ましたことを感謝申し上げておきたいと思います。

### ◎3 議題 (2) その他

#### ○山本委員長

それでは、その他というところで、何かございますでしょうか。

お願いいたします。

#### ○事務局・下川主事

本日は、長時間にわたりありがとうございました。

次回の推進委員会の開催につきましては、また決まり次第、皆様に御案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

#### ○山本委員長

ありがとうございました。

### ◎4 閉会

#### ○山本委員長

皆様の方で何か。

#### ○渡邊副委員長

あと何回。

#### ○山本委員長

何回予定されていますか。あと1回ですか。

#### ○事務局・下川主事

そうですね、今年度もう1回予定しております。

#### ○山本委員長

もう1回ですよ。

はい、ありがとうございます。

それでは、長時間になりましたけれども、皆様の活発な御意見本当にありがとうございました。

本日の会議を終了いたします。

またどうぞよろしく願いいたします。